

2026年度 GX推進法に基づく排出量取引制度に関する説明会

2026年4月

経済産業省GXグループ

はじめに（本資料の目的）

- 本資料は、2026年度より開始するGX推進法に基づく排出量取引制度について、制度対象者となる事業者が初年度に行うべき事項を中心に解説することで、各種手続の円滑化を図ることを目的としています。
- あくまで実務担当者向けに実務上のポイントを解説する資料としての活用を想定しているため、詳細については、必ず各種マニュアルを確認ください。

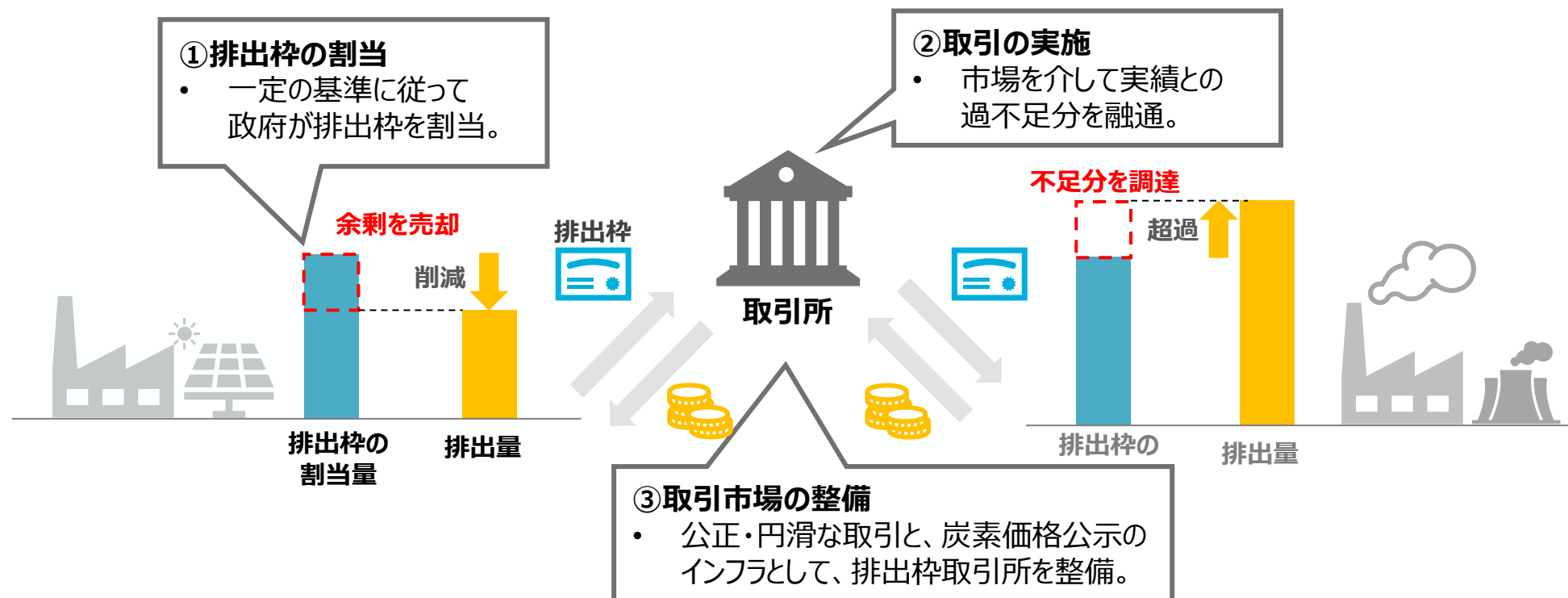
目次

1. 制度の概要と手続きの全体像
2. 2026年度に行う手続き
3. 2027年度以降の届出事項（排出目標量等）
4. 手続きのチェックリスト

1. 制度の概要と手続の全体像

排出量取引制度の仕組み

- 排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。
 - 政府は、一定の基準のもと、排出枠を企業に割当。
 - 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
 - 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



GX推進法に基づく排出量取引制度の概要

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠の割当て及び保有義務

①排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

②排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

割当ての全体像

排出目標量 (※)

ベンチマーク

基準活動量×目指すべき原単位水準

- 洋紙
- 板紙
- ソーダ
- カーボンブラック
- 有機化学工業品
- 石油精製
- ゴム製品
- 板ガラス
- ガラスびん
- セメント
- 石灰
- 高炉
- 電炉普通鋼
- 電炉特殊鋼
- アルミニウム
- 自動車
- 発電
- 貨物自動車運送
- 内航海運
- 航空運送

グランドファザリング

基準排出量×(1-削減率×経過年数)

- エネルギー起源CO2
- 副生燃料由来CO2
- 原材料由来CO2

早期排出削減

- 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算。

+

勘案事項

カーボンリーケージリスク

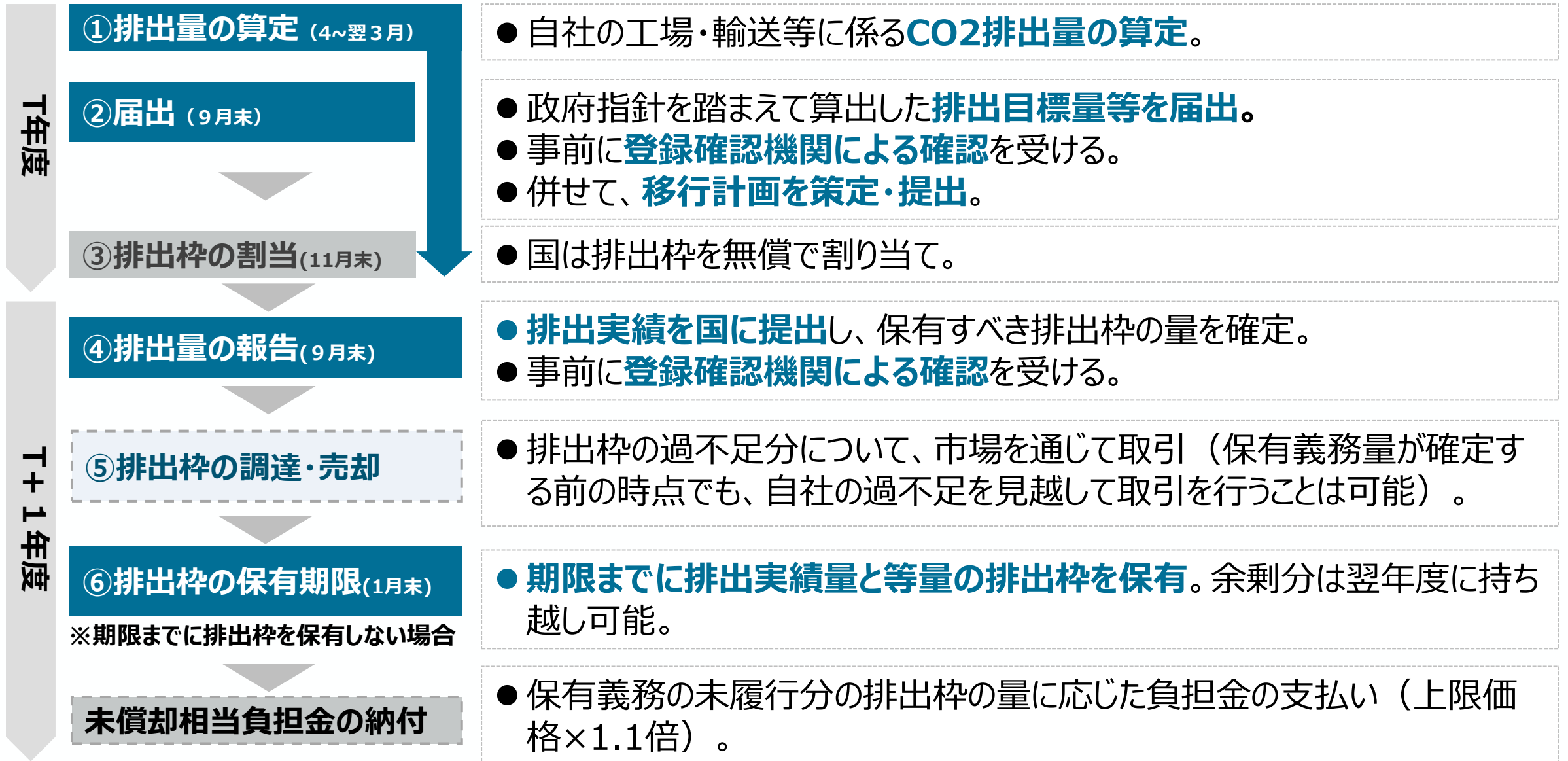
- カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コストが一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。

GX関連の研究開発投資の状況

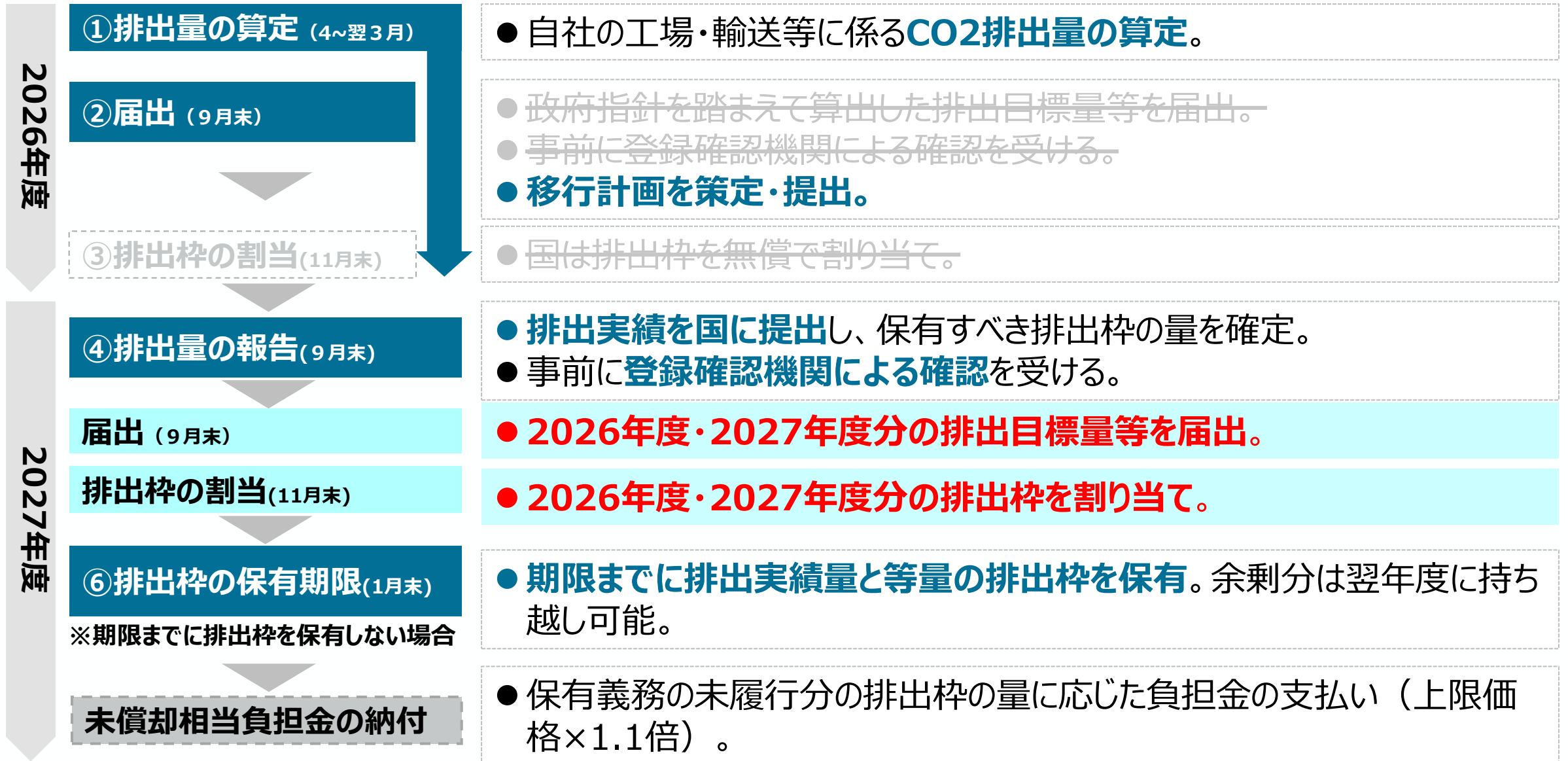
- 前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。

※登録確認機関による確認の対象。

各年度のスケジュール



2026年度における例外

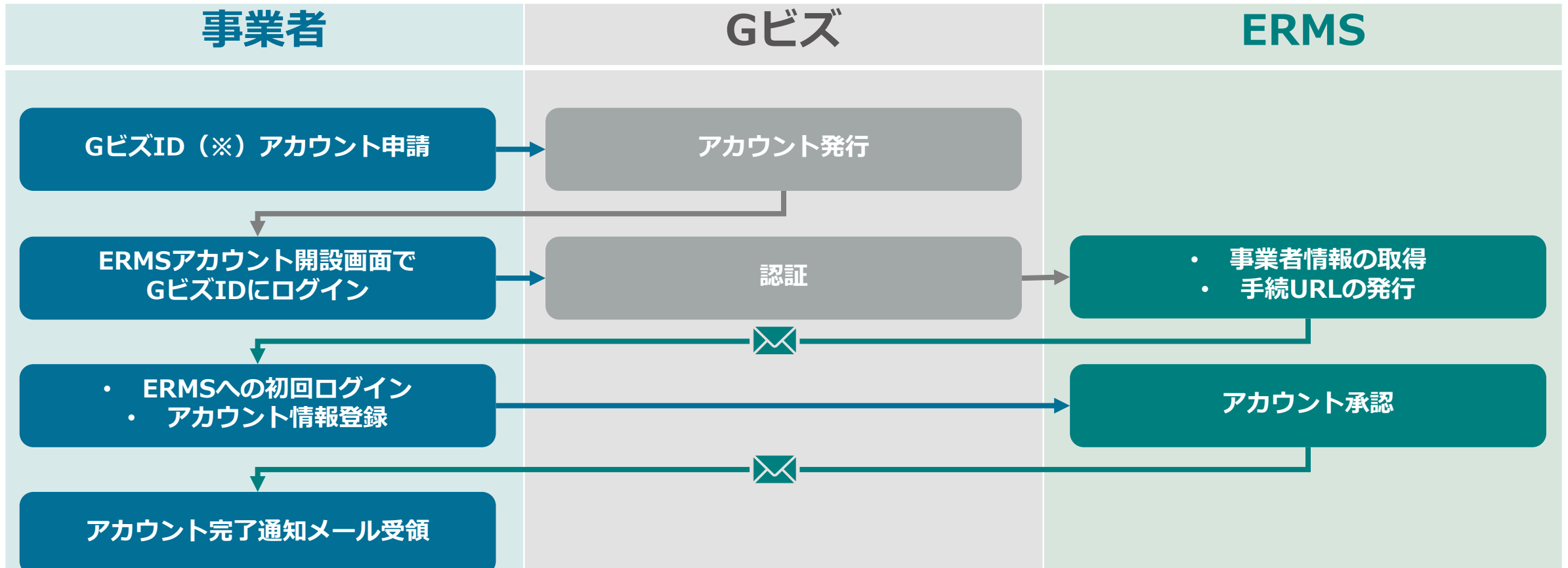


2. 2026年度に行う手続

①事前準備

システムのアカウント開設

- 排出目標量（割当量）の届出や移行計画の提出、排出実績の報告、排出枠の管理は、**排出量取引管理システム（ERMS）**において一元的に行う（2026年6月リリース予定）。



※共通のID・パスワードで様々な行政サービスにログイン可能となる仕組み

①年度平均排出量等の届出

初年度における届出事項

- 2026年度は年度平均排出量等を届出（2027年度以降は排出目標量等も届出が必要）。
- 密接関係者と共同で届出を行う場合には、一体的に行うGX投資の内容等についても記載。

届出単位	届出事項	様式
単独 (原則)	① 基本情報（事業者の名称、所在地、主たる事業等）	事業者－第1表
	② 事業者ごとの年度平均排出量及び各年度の排出量等	事業者－第2表
	③ 特定工場等（※）の一覧等 ※年間のエネルギー使用量が1,500kL以上の工場等	事業者－第7表 特定工場等－第1表（1のみ） 輸送－第1表（1のみ）
密接関係者と 共同	④ 密接関係者の基本情報（事業者の名称、所在地、主たる事業等）	
	⑤ 届出を行う事業者との関係（親子会社／関連会社／兄弟会社）	事業者－第6表
	⑥ 一体的に行うGX投資の内容	

年度平均排出量の計算方法

- 年度平均排出量は、2023年度から2025年度の二酸化炭素の直接排出量の平均として算出。
- 登録確認機関による確認の対象外。

年度平均排出量の算定方法

年度平均排出量 = 2023年度～2025年度の CO₂直接排出量の合計 ÷ 3

- ※ 共同届出を行う場合でも、単独の年度平均排出量によって制度対象であるかを判定。
- ※ カーボン・クレジットによるオフセットやオンセットについては反映しない。

例外（2024年度以降に設立された場合）

2024年度に設立：2024年度・2025年度のCO₂直接排出量の平均

2025年度に設立：2025年度単年度のCO₂直接排出量

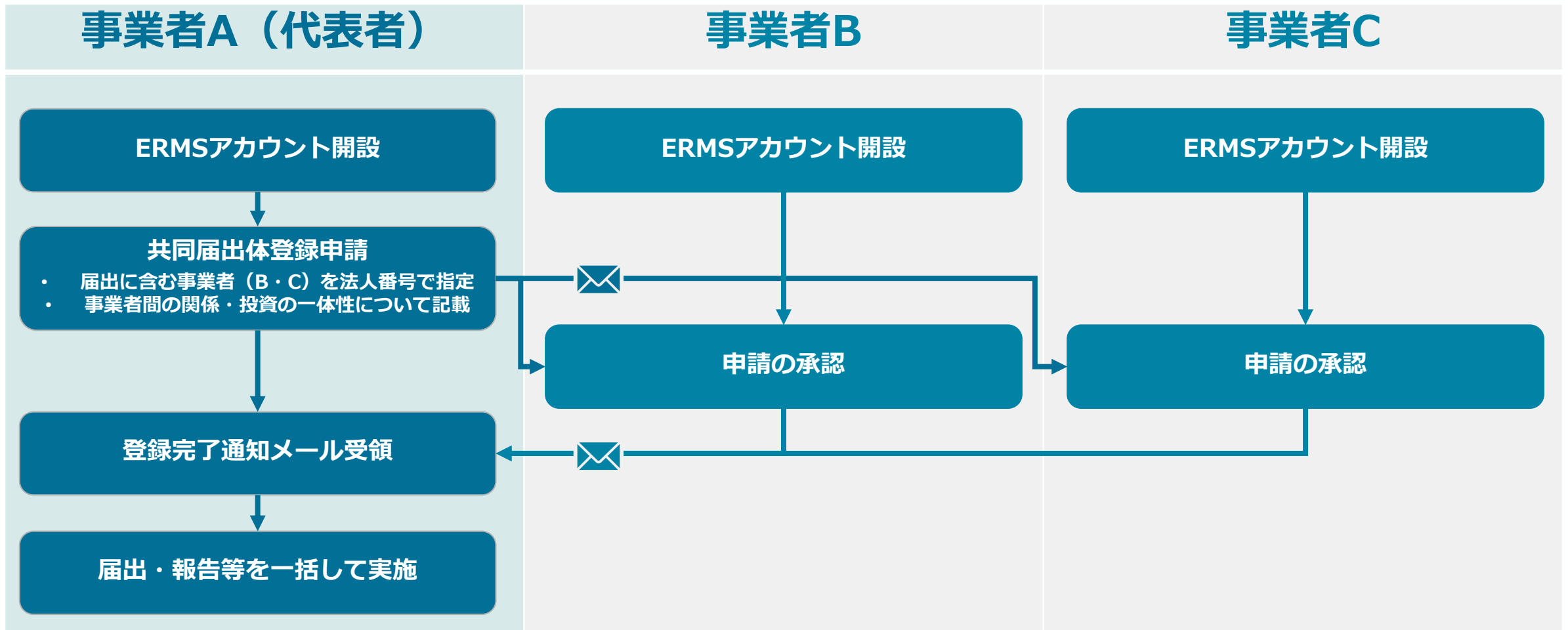
密接関係者との一体的投資の内容

- 密接関係者と共同で届出を行う場合は、一体的に行う投資に関する情報と、密接関係者との関係を示す情報を記載。

記載事項	記載方法・例
一体的に行うGX投資内容	<p>①実施事項</p> <ul style="list-style-type: none">一体的に行う投資の内容について記載。 <p>例.</p> <ul style="list-style-type: none">株式会社A及び株式会社Bを含む〇〇グループとして、××分野における研究開発投資を実施。株式会社Aとともに再生可能エネルギー発電設備や蓄電池分野への投資を実施。 <p>②根拠となる情報</p> <ul style="list-style-type: none">中期経営計画やサステナビリティレポート、自社ホームページ等の公表URLと、その該当箇所について記載。
密接関係者との関係を示す情報 (親子会社／関連会社／兄弟会社)	<ul style="list-style-type: none">有価証券報告書の公開URL等 <p>※ 有価証券報告書の提出対象外である事業者においては、その旨を記載。</p>

【参考】共同届出を行う際のシステム上の操作

- ERMS上で共同届出を行う際には、各密接関係者の事前のアカウントの開設が必要。



②移行計画の作成・提出

記載が必要な事項

- 届出後、以下の各項目についてERMS上で入力・提出。
- 共同届出を行う場合は、代表事業者及び密接関係者の情報について一括で提出する。

記載事項	公表の有無
I 二酸化炭素の排出量に関する事項	
1. 前年度の二酸化炭素の排出量	○
2. 二酸化炭素の排出量の目標	○ (2030年度の値のみ)
II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画	
1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果	×
2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容 ※2026年度の計画においては記載不要。	○
3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項	○
4. 前年度の計画との比較 ※2026年度の計画においては記載不要。	×

二酸化炭素の排出量に関する事項

- 2030年度までの各年度の直接排出及び間接排出の排出量の見通しを記入する。
- 共同届出を行う場合は、代表事業者及び密接関係者の排出量の合計を入力する（制度対象と
ならない関連会社等は含めない。）。

記載事項	記載方法・例
前年度の二酸化炭素の排出量	<ul style="list-style-type: none">• 直接排出量と間接排出量を記入（合計量はシステム上で自動計算）。• J-クレジット・JCMクレジットによる無効化量や非化石証書等を反映した値として記入可能。
二酸化炭素の排出量の目標	<ul style="list-style-type: none">• 2026年度から2030年度までの各年度における直接排出量・間接排出量の見通しを記入（合計量はシステム上で自動計算）。

GX投資等に関する計画及び期待効果

- 投資計画については、制度対象となる自社工場における主な設備投資の案件を簡潔に記載。
- 投資計画の内容は個別に公表しないが、**本制度の下でどの程度GX投資が進展したかの効果検証及び制度の見直しの際の参照情報**となる。

記載事項	記載方法・例
投資の内容	<ul style="list-style-type: none">• 投資の内容と金額を簡潔に記載。 例. 高効率ボイラーの導入・〇百万円
該当する工場等	<ul style="list-style-type: none">• 投資を実施した工場等を記載。 例. 本社工場
実施期間	<ul style="list-style-type: none">• 着手から完了までの期間を記載。 例. 着手 20XX/X/X、完了 20XX/X/X
排出削減効果	<ul style="list-style-type: none">• 削減効果の見込みを記載 例. 〇 t-CO2/年

研究開発の内容（2027年度以降）

- GX関連の研究開発投資に係る追加割当てを受ける場合には、当該割当ての裏付けとなる研究開発投資に関する事項について記載する。

※ なお、GX関連の研究開発投資に係る追加割当ては、2027年度以降に適用されるため、2026年度の移行計画においては記載不要。

記載事項	記載方法・例
出願番号及びGX技術区分／GI基金プロジェクト名	<ul style="list-style-type: none">• 特許情報をもとに追加割当てを受けるものについては、特許庁の特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に登録されている出願番号及びGX技術区分（※p40を参照）を記載。 例. 出願番号：特願0000-000000、GX技術区分：gxE01a• GI基金補助金をもとに追加割当てを受けるものについては、実施プロジェクト名を記載。 例. GI基金：水素発電技術の実証
内容	<ul style="list-style-type: none">• 上記の研究開発の内容について簡潔に記載。 例. 低エネルギー個体吸収材の性能向上に関する研究開発
研究開発費の額	<ul style="list-style-type: none">• 上記に係る前年度の研究開発費の額を記載（GI基金補助金を活用した場合は補助額を除いた自己負担額を記載。）。

その他の取組

- 取組事項については、中期経営計画やサステナビリティレポートなどの公表文書のURLの貼付も可（電子媒体の添付も可。）。

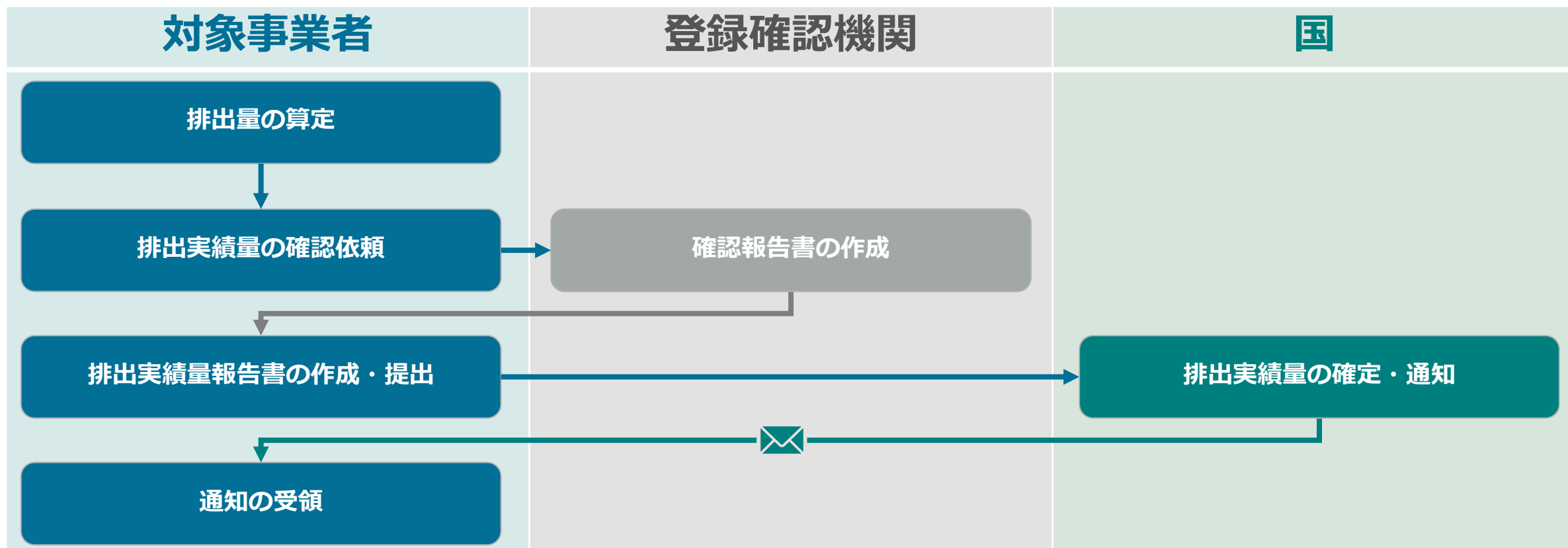
記載事項	記載方法・例
GXに関するその他の取組	<ul style="list-style-type: none">カーボンニュートラルの達成に向けた計画等について記載した文書の公表URLと、当該計画等の該当ページを記載。密接関係者と一体で提出する場合は、公表文書の対象となる組織境界に当該密接関係者が含まれていることがわかるよう、該当ページを記載。 <p>例. https://~~~~~（計画等の公表URL） カーボンニュートラルの達成に向けた計画：p.○～p.○ 密接関係者に関する記載：p.○</p>

※ 親会社がグループ全体の計画等を策定しているなど、自社で計画等を策定していない場合は、親会社が策定している計画等について記載。

③排出実績量の算定・報告

排出実績量の算定・報告の流れ

- 対象事業者は、排出実績量を算定のうえ、登録確認機関による確認をうけたうえで国に提出する必要がある。
- 登録確認機関は、対象事業者による算定結果をERMS上で閲覧する。



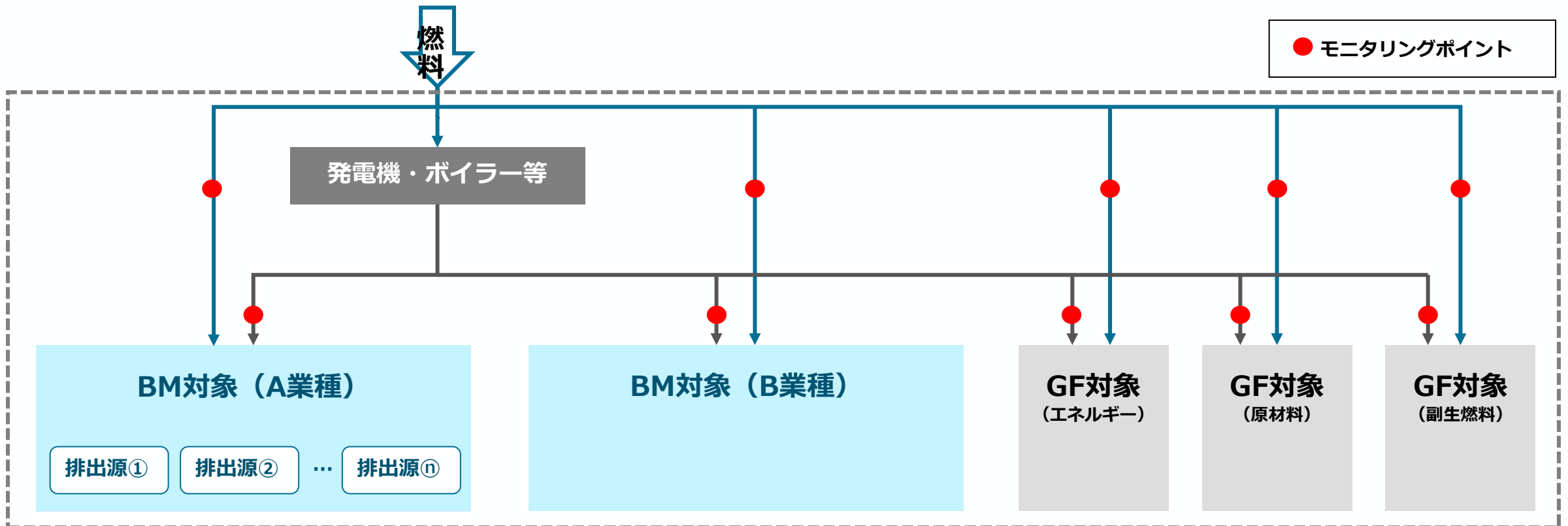
省エネ法・温対法との主な違い

	省エネ法定期報告・温対法SHK制度	GX推進法 排出量取引制度
算定対象	<ul style="list-style-type: none"> 6.5ガス 他者に供給する電気・熱に係る排出を除く 小規模排出源の裾切（※）あり <p>※ 非エネ起 CO2は排出量の合計量が3,000トン以上、従業員数21人以上の事業者のみ報告。</p>	<ul style="list-style-type: none"> CO2直接排出 他者に供給する電気・熱に係る排出を含む 小規模排出源の裾切なし
クレジットの制限	<ul style="list-style-type: none"> 上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の10%を上限とする
報告の粒度	<ul style="list-style-type: none"> 事業者全体の排出量 エネルギー使用量1,500kL以上の工場毎の排出量 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者全体の排出量 エネルギー使用量1,500kL以上の工場における割当区分（BM/GF）毎の排出量
計量器の管理	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 計量器の精度等について報告
第三者による確認	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 登録確認機関による確認

割当区分ごとのモニタリング

- 一つの工場内に複数の割当区分が混在する場合には、割当区分ごとに排出量を算定・報告。

望ましいモニタリング例

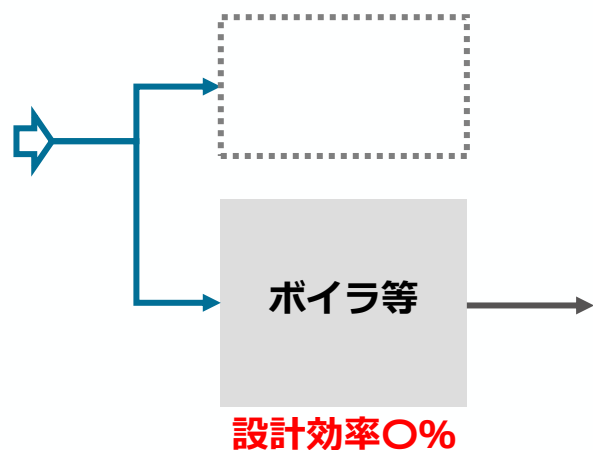


※排出源毎の排出量の把握や報告は求めない。

排出量の按分方法

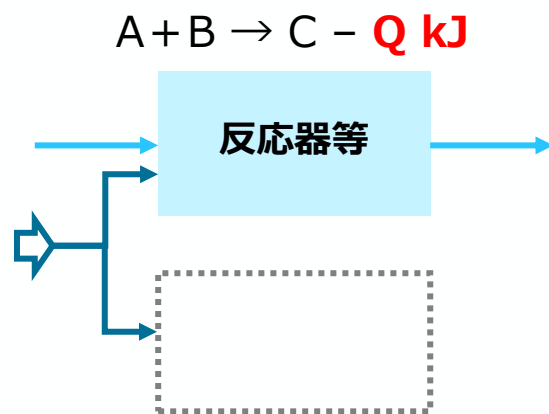
- 割当区分ごとの排出量は、按分によって算定することも許容される。
- 按分方法の例として、具体的には以下のような方法が考えられる。

例 1. 設備の設計データ等を利用



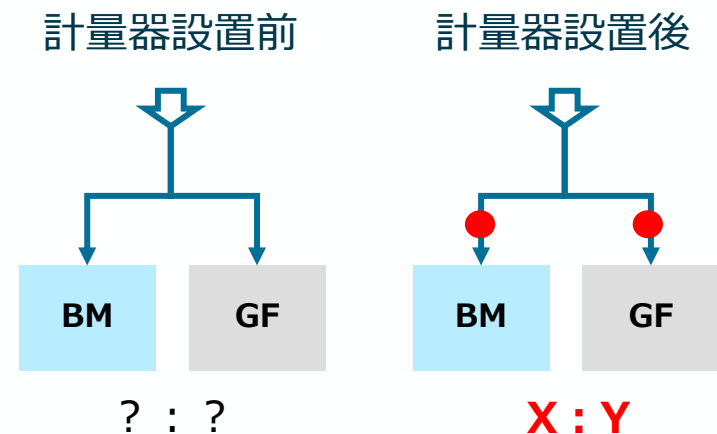
- 設備の設計仕様等からエネルギー消費量を見積もり按分。

例 2. 化学的・物理的特性を利用



- 理論上必要な熱量等に基づいて按分。

例 3. 事後的に取得したデータを利用

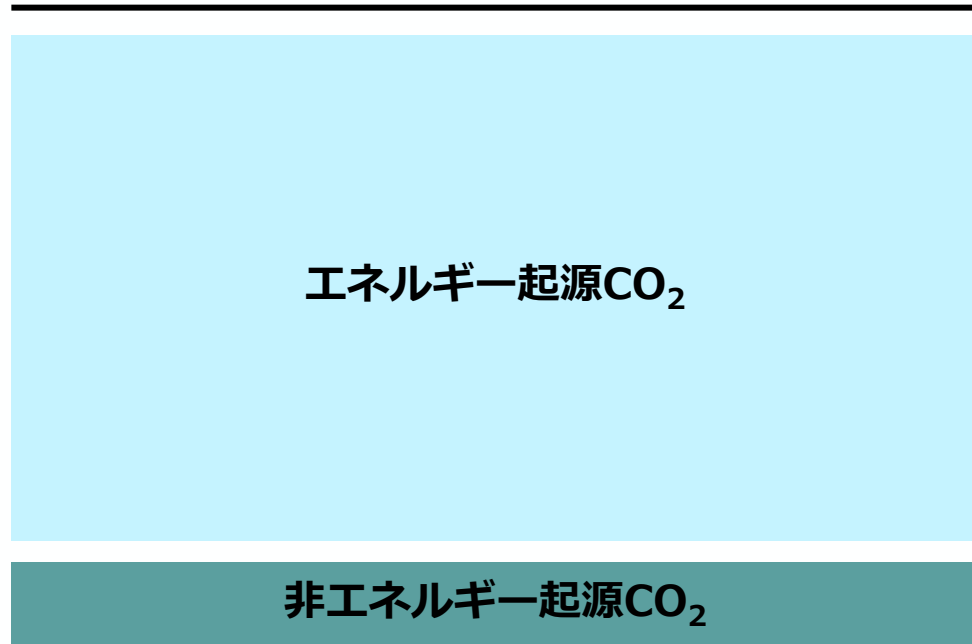


- 計測機器設置後の割合で過去データを按分。

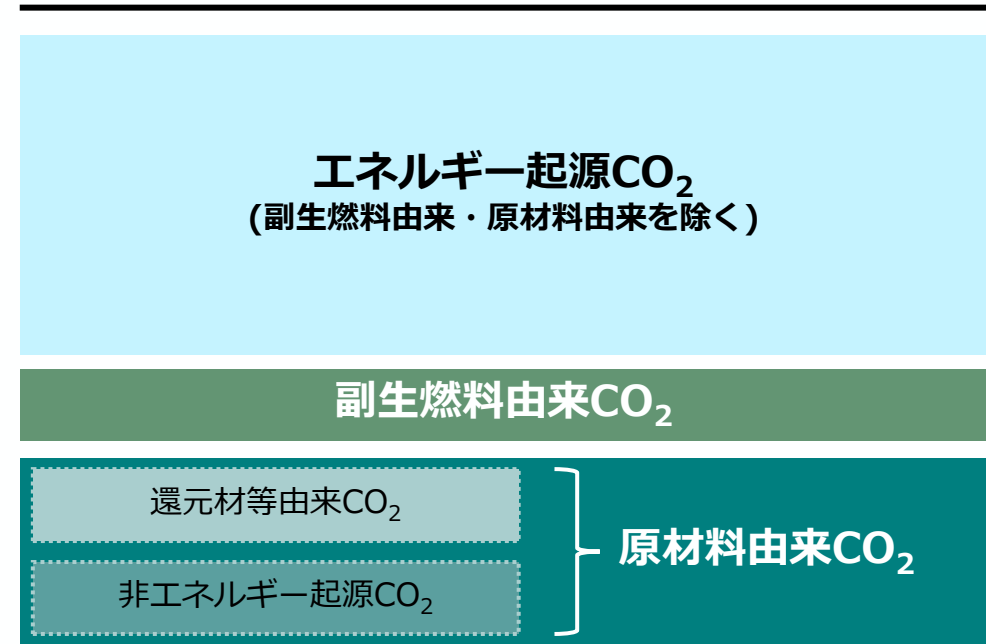
【参考】副生燃料・還元反応による排出の扱い

- GFによる割当てでは、エネルギー起源CO₂・副生燃料由来CO₂・原材料由来CO₂を区別して扱うこととしているため、排出実績量の算定にあたっては、これらを区別する必要がある。

温対法SHK制度におけるCO₂の区分



GX推進法におけるCO₂の区分



➡ GF対象となる場合には、区別して算定・報告。

【参考】 様々な算定方法

- 制度上、算定にあたっては、燃料使用量×係数のような基本的な方法以外の算定方法についても許容される。

算定方法	算定式等
排ガスの実測	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{CO}_2\text{濃度}^* \times \text{排ガス等流量}$ * 連続測定又はサンプリング測定による
物質収支	$\text{CO}_2\text{排出量} = (\text{原料中の炭素量} - \text{製品中の炭素量}) \times 44/12$
モデル計算	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{モデルによるCO}_2\text{発生量}^* - \text{CO}_2\text{回収量}$ * 化学式等に基づき原料等の投入量から求めたもの
固定数量×時間	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{機械仕様値} \times \text{機械稼働時間(h/日)} \times \text{稼働日数} \times \text{排出係数}$

【参考】 排出係数の設定方法

- 燃料使用量×係数のような基本的な方法によって算定する場合に用いる排出係数は、施行規則に定められたデフォルト値のほか、実測等による値を用いることも可能。

設定方法	排出係数
実測 (サンプリング)	排出係数 = 実測により求めたCO ₂ 排出量 ※ / 活動量 (燃料使用量等) ※ CO ₂ 排出量 = CO ₂ 濃度 × 排ガス流量 等
理論計算	排出係数 = 理論的なCO ₂ 発生量 (分子量) ※ / 原料等投入量 (分子量) ※ 化学式等に基づき成分分析した組成から求めたもの
供給事業者提供値	供給事業者が提示する排出係数
文献値	国際的な公的文書・関係省庁が示す排出係数 業界団体や論文 (査読済み) が示す排出係数 等

計量器に係る報告事項

- 排出実績量の算定に用いる計量器については、機器ごとに以下の項目について報告が必要（伝票等に基づいて燃料使用量等を把握する場合は報告不要。）。
- なお、本報告事項は登録確認機関による確認の対象外。

特定計量器（※）

記載事項	記載方法・例
工場の名称	例. A工場
計量器の区分	例. 流量計
測定対象	例. LNG
個数	<ul style="list-style-type: none"> <u>同様の型式・仕様の機器についてはまとめて報告可。</u>
有効期限	例. 20XX年〇月

特定計量器以外

記載事項	記載方法・例
工場の名称	例. A工場
計量器の区分	例. 流量計
測定対象	例. LNG
個数	<ul style="list-style-type: none"> <u>同様の型式・仕様の機器についてはまとめて報告可。</u>
使用範囲	例. 〇m/s ~ 〇m/s
設置年月	<ul style="list-style-type: none"> 複数個をまとめて報告する場合、〇年〇月~〇年〇月や〇年頃などと記載。
現状の器差	例. ±〇%
精度改善に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <u>適切な精度の機器に入れ替える際の費用・期間を記入。</u> 例. ±△%とする場合〇万円/台程度
精度改善に要する期間及び理由	例. 〇年程度

※計量法で定める適正な計量の実施を確保するための基準に適合する計量器。

【参考】目安となる計測精度の水準

- 算定に用いる計量器については、目安となる計測精度の水準を踏まえ、適切な管理を行うことが望ましい。

活動の種類	燃料・原料の種類	活動量の規模	精度の目安
固体燃料の使用	一般炭、コークス等	1,000t以上	Tier 3
		100t以上1,000t未満	Tier 2
		100t未満	Tier 1
液体燃料の使用	A 重油、B・C重油、灯油、軽油、ガソリン等	5,000kl以上	Tier 3
		500kl以上5,000kl未満	Tier 2
		500kl未満	Tier 1
気体燃料の使用	都市ガス	区分無し	Tier 1
	気化された状態 (石油系炭化水素ガス、天然ガス等)	2,500千m ³ 以上	Tier 3
		250千m ³ 以上2,500千m ³ 未満	Tier 2
		250千m ³ 未満	Tier 1
	液化された状態 (液化石油ガス (LPG) 、液化天然ガス (LNG) 等)	5,000t以上	Tier 3
		500t以上5,000t未満	Tier 2
500t未満		Tier 1	
原材料起源			Tier 1

※Tier3:最大公差±2.0%以内、Tier2:最大公差±3.5%以内、Tier1:最大公差±5.0%以内。

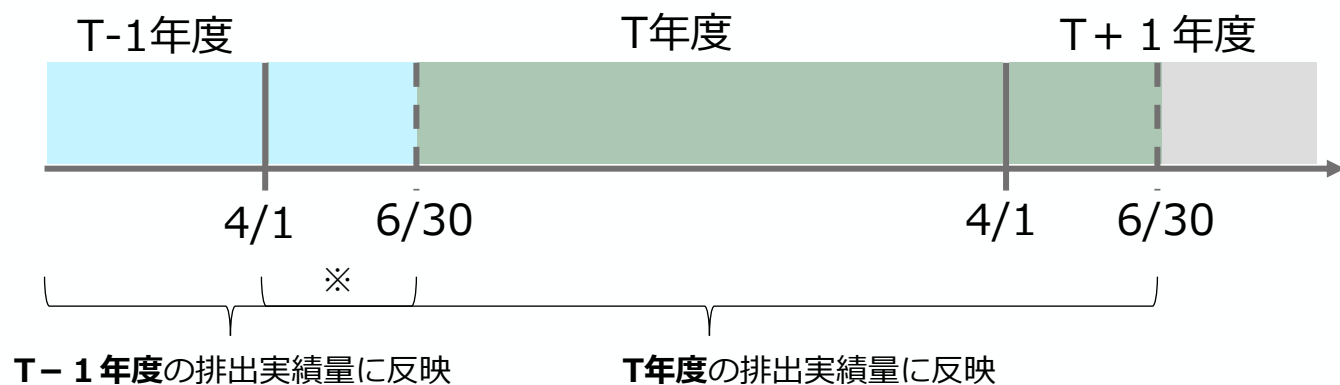
J-クレジット・JCMクレジットの扱い

- J-クレジット・JCMクレジットの無効化・移転を行った場合には、排出実績量にこれらを反映して報告する（報告年度の6月末までに無効化されたものを反映。）

$$\text{排出実績量} = \text{燃料・原材料由来のCO2排出} - \text{クレジット無効化量} + \text{クレジット移転量}$$

※無効化に伴う控除量は実排出量の10%を上限とする。

無効化期日



※4/1~6/30に無効化したものは、T-1年度とT年度のいずれかにのみ反映可能

報告書への記載事項

- 無効化量／移転量
- 無効化日／移転日
- クレジット特定番号（J-クレジット）
識別番号（JCMクレジット）
- 事業者が無効化を行ったことを確認できる資料（無効化通知書等）

登録確認機関による確認業務の実施

- 事業者は、排出実績量について登録確認機関による確認を受けるにあたり、体制構築、証憑類等の整備を行う必要がある。

確認業務のポイント（例）

組織境界・ 敷地境界	<ul style="list-style-type: none"> 共同届出をする場合の組織境界の設定範囲 新設、廃止、合併、分割等に伴う組織境界の変化や敷地境界の変化の反映
排出源	<ul style="list-style-type: none"> 割当区分ごとの排出源の網羅・重複排除 適切方法による按分の実施
算定対象範囲 (バウンダリ)	<ul style="list-style-type: none"> BM対象として算定すべき事業活動の網羅性 排出目標量におけるバウンダリとの一致
活動量	<ul style="list-style-type: none"> データの信頼性・網羅性 処理の正確性（転記誤りや計算誤り、単位の間違い、異なる活動量の混入等） 算定式の妥当性
単位発熱量 /排出係数	<ul style="list-style-type: none"> 適切な単位発熱量/排出係数の選定 実測方法の妥当性（方法の継続性、対象期間、測定頻度、測定時点、読み取り誤り等がないか）
排出量算定	<ul style="list-style-type: none"> 活動量、単位発熱量、排出係数等の単位の整合性 活動量単位の変換や圧力・温度の補正の妥当性 加減乗除の計算、端数処理の正確性
表示	<ul style="list-style-type: none"> 記入漏れ、不明瞭な記載等の有無

登録確認機関の選定

- 制度対象者は、登録確認機関と確認業務の実施に関する契約を結ぶ必要がある。
- 登録確認機関については経産省HPに順次掲載。



申請・お問合せ

English

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更 小 中 大

アクセシビリティ
閲覧支援ツール



ニュースリリース

会見・談話

審議会・研究会

統計

政策について

経済産業省
について

[ホーム](#) ▶ [政策について](#) ▶ [政策一覧](#) ▶ [エネルギー・環境](#) ▶ [温暖化対策](#) ▶ [排出量取引制度](#)

印刷

排出量取引制度

登録確認機関一覧 ※順次公表予定

名称	住所
----	----

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html

3. 2027年度以降の届出事項（排出目標量等）

排出目標量の算定・届出の流れ

- 排出目標量については、登録確認機関による確認をうけたうえで国に届け出る必要がある。



割当ての全体像（再掲）

排出目標量（※）

ベンチマーク

基準活動量×目指すべき原単位水準

- 洋紙
- 板紙
- ソーダ
- カーボンブラック
- 有機化学工業品
- 石油精製
- ゴム製品
- 板ガラス
- ガラスびん
- セメント
- 石灰
- 高炉
- 電炉普通鋼
- 電炉特殊鋼
- アルミニウム
- 自動車
- 発電
- 貨物自動車運送
- 内航海運
- 航空運送

グランドファザリング

基準排出量×（1-削減率×経過年数）

- エネルギー起源CO2
- 副生燃料由来CO2
- 原材料由来CO2

早期排出削減

- 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算。

+

勘案事項

カーボンリーケージリスク

- カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コストが一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。

GX関連の研究開発投資の状況

- 前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。

※登録確認機関による確認の対象。

排出目標量等の届出にあたって必要となる情報

- 2027年度の届出に向けて、算定根拠に用いる情報の整備が必要。共同届出を行う場合には、密接関係者の情報も必要となる。

排出目標量

基準排出量・活動量の算定

- 工場等の**新設・譲渡の発生日等**を示す資料
- 工場等が**被災したことの証明書類**
- 高圧ガス保安法に基づく検査が行われたことが分かる資料** 等

早期排出削減量

- 温対法SHK制度**における過去（※）及び2023~2025年度のCO2排出量の**事業所毎の報告値** 等

※ 2011年度から届出を初めて行うまで継続して省エネ法定定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段の場合は、2012年度から2014年度の3年度。詳細はマニュアル参照。

勘案事項

カーボンリーケージリスク

- 主たる事業を示す資料（**登記簿等**）
- 自社（又は共同届出を行う各社）の**営業利益** 等

GX関連研究開発

- 自社（又は共同届出を行う各社）の**売上高**
- 2026年度に特許出願したもののうち、**特許庁が公表するGX技術区分表に該当するものの出願番号**と関連する**研究開発費**
- GI基金プロジェクト**における**自己負担額** 等

【参考】GX技術区分表

- G X 技術区分表とは、特許庁が、G Xに関する技術をエネルギー供給や省エネ等の5つの技術区分と制御・調整や計測・測定等の4つの視点により俯瞰するために公表している技術区分表であり、区分ごとに特定の検索式が付与されている。

大区分	中区分	小区分
gxA	エネルギー供給	
01	太陽光発電	
	a	太陽光発電
02	太陽熱利用	
	a	太陽熱発電
	b	太陽熱集熱器・太陽熱システム
03	風力発電	
	a	風力発電
04	地熱利用	
	a	地熱発電
	b	地熱集熱器・地熱システム
05	水力発電	
	a	水力発電
06	海洋エネルギー発電	
	a	波力・潮力発電
	b	海洋温度差発電・海洋濃度差発電
07	バイオマス	
	a	バイオ固体燃料
	b	バイオ液体燃料
	c	バイオガス
08	原子力発電	
	a	核融合炉・原子炉・原子力プラント
09	燃料電池	
	a	燃料電池・燃料電池システム（定置用・移動体用）
10	水素技術	
	a	水素の製造
	b	水素の貯蔵・輸送・供給・水素ステーション
	c	水素の燃焼による利用（水素エンジン等）
11	アンモニア技術	
	a	アンモニアの製造
	b	アンモニアの貯蔵・輸送
	c	アンモニアの燃焼による利用

大区分	中区分	小区分
gxB	省エネ・電化・需給調整	
01	建築物の省エネルギー化（ZEB・ZEH等）	
	a	建築物の断熱
	b	高効率空調
	c	高効率給湯器
	d	高効率照明（LED・OLED）
02	高効率モーター・インバータ	
	a	高効率モーター・インバータ
03	コージェネレーション	
	a	コージェネレーション
04	水・廃水・下水または汚泥の処理における省エネ・需給調整	
	a	水・廃水・下水または汚泥の処理における省エネ・需給調整
05	電動モビリティ	
	a	電気自動車・ハイブリッド自動車
	b	その他（航空機・船舶等）
06	熱の電化	
	a	抵抗加熱・赤外線加熱
	b	誘導加熱
	c	電磁波加熱（マイクロ波加熱・誘導加熱）
	d	放電加熱
07	送配電・スマートグリッド	
	a	直流送配電（HVDC等）
	b	スマートグリッド
08	電力系統の需給調整	
	a	VPP・ネガワット・リソースアグリゲーション
gxC	電池・蓄エネ	
01	二次電池	
	a	二次電池
	b	二次電池のモジュール関連技術
02	力学的エネルギー貯蔵	
	a	揚水発電・フライホイール・圧縮空気蓄電
03	熱エネルギー貯蔵	
	a	蓄熱装置・蓄熱材料（カルノーバッテリー含む）
04	電気二重層キャパシタ・ハイブリッドキャパシタ	
	a	電気二重層キャパシタ・ハイブリッドキャパシタ

大区分	中区分	小区分
gxD	非エネルギー分野のCO2削減	
01	バイオマスからの化学品製造	
	a	バイオマスプラスチック
	b	セルロースナノファイバー
	c	バイオマスからの化学品の製造
02	製鉄プロセスにおけるCO2削減	
	a	水素還元製鉄
	b	直接還元法（DRI）
	c	高反応性コークス
	d	電解還元法
03	リサイクル	
	a	プラスチックリサイクル
	b	鉄リサイクル
	c	アルミリサイクル
	d	銅リサイクル
gxE	温室効果ガスの回収・貯留・利用・除去	
01	CCS・CCUS・ネガティブエミッション	
	a	CO2の吸収分離
	b	CO2の吸着分離
	c	CO2の膜分離
	d	DAC（Direct Air Capture）
	e	酸素燃焼・ケミカルーピング
	f	地中への貯留・地中への有効利用
	g	炭酸塩としての固定（コンクリート等・鉄鋼スラグ）
	h	生物によるCO2の吸収固定（森林・農地土壌炭素・都市緑化・海洋生物系）
	i	CO2の還元による炭化水素等への変換（メタネーション・電解合成・カルボキシル化・人工光合成等）
	j	CO2の非還元的手法による変換
	k	CO2の輸送
02	非CO2温室効果ガス対策	
	a	フロン回収・分解・無害化
	b	グリーン冷媒（低GWP冷媒）
	c	家畜・農地由来の非CO2温室効果ガスの低減

【参考】特許出願の手続に関する留意事項

- GX技術の特許出願を行う場合には以下の点に留意すること。

特許出願の書き方

- 措置の適用を受けようとする場合には、**想定するGX技術区分の検索式を確認して特許出願を行う。**

<GX技術区分表>

技術区分表			【参考】検索式 (和文テキスト)	
大区分	中区分	小区分	IPC	テキスト (発明の名称、要約、特許請求)
gxA	エネルギー供給			
	03	風力発電		
		a	① F03D	× なし
			① B60L53/52	× なし
			② B60L8/	× 風力,5n,発電
			① H02S10/12	× なし
			① G06F113/06	× なし

<出願の例>

出願番号 (国際出願番号) : 特願2022-120078
 公開番号 (公開出願番号) : 特開2022-136246
 出願日 : 2022年7月28日
 公開日 (公表日) : 2022年9月15日
 要約 (抄) : 【課題】利用価値を高めた電動車を提供
 【解決手段】この電動車1は、蓄電池4に対する電気
 風力 発電手段2 2と、振動発電手段2 3と、温度差発電手
 段と、雨水発電手段2 5と、を備
 えている。
 請求項 (抄) : 蓄電池に蓄えられた電気を動力源として走行する電動車であって、前記蓄電池に
 対する電気供給手段として、太陽光発電手段と、風力 発電手段と、振動発電手段と、温度差発電
 手段と、雨水発電手段と、を備えていることを特徴とする電動車。
 IPC (抄) :
B60L 8/00 (2006.01)

出願者が記載 (テキスト要件である「風力」と「発電」の文字が順不同で5文字以内であることを満たす。)

特許庁が出願内容の公開を行う際に付与 (IPC要件: 「B60L8/」であることを満たす。)

出願の時期

- 届出時点において特許出願が公開されている必要があるため、**届出前年度の12月末までに特許出願を行**ったうえで、**特許法に基づく出願公開の請求を行う。**

※ 一般的に出願内容の公開は、請求なしに出願日から1年半経過した後に行われる (特許法第64条)。公開までの期間を短縮するためには、特許法第64条の2に基づく出願公開の請求を行う必要がある。詳細についてはマニュアルを参照のこと。

4. 手順のチェックリスト

チェックリスト（2026年9月までの手続関係）

項目		概要	チェック
事前準備	システム	（GビズIDを取得していない場合）ERMSのアカウント開設のため、GビズIDを取得する	<input type="checkbox"/>
		ERMSのアカウントを開設し、他の担当者をユーザ追加する	<input type="checkbox"/>
	算定	2027年度に実施する排出目標量等の届出や排出実績量の報告に向けて、登録確認機関と契約する	<input type="checkbox"/>
届出関連 （ERMS）	工場等の登録	「工場等・輸送手段管理」で、工場等の情報を登録する ※前年度に工場の新設等の構造的変化があった場合は、当該事項についても登録する	<input type="checkbox"/>
	共同届出体の組成	（密接関係者と共同で届出をする場合）「共同届出体管理」で、密接関係者と共同届出体を組成する ※組成には、密接関係者の承認が必要なため、当該密接関係者と適宜連携する	<input type="checkbox"/>
	年度平均排出量等の 登録・届出	「初年度届出管理」で、年度平均排出量を登録する ※数値の記入漏れや誤りがないか確認する ※密接関係者と共同で届出をする場合、当該密接関係者の数値も登録する	<input type="checkbox"/>
		登記事項証明書や、省エネ法等に基づき提出している報告書（該当者のみ）を添付する	<input type="checkbox"/>
		届出後、確認済みの通知を受け取ったことを確認する ※差戻しがあった場合には、差戻し理由を確認し修正の上、再度届出をする	<input type="checkbox"/>
移行計画 （ERMS）	事前確認	届出が「届出済み」となっていることを確認する（「届出済み」となってから提出可能）	<input type="checkbox"/>
	計画の作成・提出	「移行計画管理」で、移行計画を作成し、提出する ※数値や投資計画等の記入漏れや誤りがないか確認する ※密接関係者と共同で届出をしている場合は、当該密接関係者も含める形で作成する ※研究開発の内容は記載不要	<input type="checkbox"/>
		計画の受理の通知を受け取ったことを確認する ※差戻しがあった場合には、差戻し理由を確認し修正の上、再度提出する	<input type="checkbox"/>

排出量取引制度の内容・手続に関する問合せ

- 排出量取引制度に関するご質問については、GX推進機構が設置する「排出量取引制度ポータルサイト」のお問合せフォームからご連絡ください。

排出量取引制度ポータルサイト



TOP

ニュース・更新情報

排出量取引制度
について

制度対象者/
登録確認機関向け

お問合せ

お問合せ

[排出量取引制度ポータルサイト](#) > [お問合せ](#)

排出量取引制度の内容に関して質問のある方は、下記のお問合せフォームからご連絡ください。
お問合せについては担当者が確認次第、ご連絡をさせていただきます。

属性
(複数選択可) *

- 制度対象者
 登録確認機関
 その他

<https://www.ets.gxa.go.jp/contact>